

第 1455 回 (3 月 14 日)

フランスにおける地域整備の制度について

(農村開発企画委員会) 楠 本 侑 司

1. 地方分権化がもたらした影響

地方分権化による改革の枠組みの概要は次の 4 点に要約できよう。

① 行政組織の改革—国, 地方 (region), 県, 市町村における行政改革。特に, 県段階における中央官庁の外局での整理。

② 計画を始めとする多くの権限は国・県から市町村へ—権限委譲は多岐にわたるが, 地域計画や開発計画に限ってその権限委譲をみると, 基本構想 (SD), 市町村連合憲章 (CIDA), 土地占有計画 (POS) 等の計画許認可権限は市町村に降ろされた。国・県は計画づくりの協力者に位置づけられた。

③ 市町村の自主性を尊重した財源システム—1979 年から「運営統括交付金 (DGF): 自治体運営費への援助金」の増額, 「施設整備統括交付金 (DGE)」, 「地方分権化総合交付金 (DGD)」等の新しい論理に基づいた財源システムの導入が始まり, その用途は計画に則って市町村の自主性が尊重されている。

④ 国と地方 (レジオン) との地方計画策定のための契約制度の導入—それぞれの地方議会が国と地方の計画を協議・策定し, その実施について契約を結んで地域開発を行う。

このように地方分権化は, 地方の主体性と農村の開発・整備に新たな展望を開くものとして位置づけられた。つまり, 地方分権法の理念である「一つの地方自治体が他の自治体に従属することはない」という精神が制度的, 財源的にもはっきりと確立され, 地方自治体は相対的に国・県から独立した。

2. 地域施策の変化

施策の重要な変化は, 計画の許認可権限が市町村に降りてきている他, 計画対象においても変化がみられ, 一律な人口規模の制約はなくなった。従来は, 都市は SDAU (都市

計画・整備基本構想) と POS, 小都市は POS, 農村は PAR (農村整備計画) といった計画が人口規模により区別されたが, 現在では市町村の実態に合わせ各計画を策定するようになった。また, POS の上位計画として位置づけられる SDAU は, 周辺農村を含むようになり都市計画の文字は無くなり, 単に基本構想 (SD) となり, PAR は CIDA に変更され, 施設整備重点から経済, 社会, 文化発展の方向付けが重要視され, 都市においても策定が可能となった。

3. 農村型 POS

都市近郊の農村は農村空間の豊かさを求めて新居住者の住宅が進出し, 拠点集落周辺の土地利用の調整が強く望まれてきている。

一方, 人口減少が続く農村では, 人口密度の希薄なことも手伝い, 企業立地も殆ど可能性が無く, 就業の口を自分たち村人の知恵と地域資源の活用で作り出していかなければならず, 日本農村に比べても一段と厳しい状況にある。したがって, 伝統的な職人芸の見直し, 農業・農産品の 1.5 次産業化の振興, 滞在型農村訪問者増大の促進, また週末住宅の建設などのさまざまな工夫が不可欠な状態である。山村の市町村で POS の要求が高まったのは, このような地域振興策としての村おこしともいえるべき経済活動の投影としての土地需要が発生しているからに他ならない。

つまり POS は近郊農村では農業的土地利用と都市的土地利用の調整の役割を果たし, 農山村では, 地域活性化の空間的な用地取得の手段として機能するものといえよう。

敢えて POS を云えば, わが国の都市計画と農振計画を合体したものと想定され, しかも線引きに止まらず, 多くの場合市町村の上位計画を受け, そこでの活動や発展の方向を計画的に誘導する土地利用形成の手段として機能し, また U (都市化地域) や NA (将来都市化地域) 地域にあっては良好な居住空間を形成する道具ともなっている。